

別紙

諮問第1号

答 申

### 第1 審査会の結論

磐田市長（以下「実施機関」という。）が令和6年1月5日付け磐経経第583号で行った公文書不存在を理由とする公文書公開請求却下処分（以下「本件処分」という。）は妥当ではない。本件処分を取り消し、当審査会が協議資料として特定した「令和5年2月議会における「いわた応援！しっPayキャンペーン」に掛かる議会資料として作成した書類（議員勉強会Q&A）」を、公開決定すべきである。

### 第2 審査請求の経緯と趣旨

- 1 審査請求人は、令和5年12月22日、磐田市情報公開条例（平成17年磐田市条例第25号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、「スマホにした時の協議資料」に係る公文書の公開請求を実施機関に行い、同日、実施機関は当該請求を受け付けた。
- 2 実施機関は、令和6年1月5日付けで、「スマホにした時の協議資料」に係る公文書の公開請求を「請求のあった公文書は請求の日現在作成しておらず、今後作成の見込みがない」とし、本件処分を行い、審査請求人にその通知書を送付した。
- 3 これに対し、審査請求人は、同年2月1日、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行ったので、実施機関は、同年3月13日、当審査会に対し、条例第16条第1項の規定に基づき諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、審査請求書、補正書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求の趣旨  
本件処分の取消しを求める。
- 2 審査請求の理由
  - (1) 実施機関は、本件処分の理由を「請求のあった公文書は請求の日現在作成していないため」としているが、組織内でスマホを使う事業の意思決定のため事前協議をしているはずで、その際必ず議事録を作成していると考えことから、事前協議に係る公文書は存在するはずである。
  - (2) 実施機関は、弁明書において「書面で記録していない」「公文書にあたるものは存在しない」と弁明しているが、仮に存在していないのならば、メモなど公文書以外のものはないか、説明を求める。

- (3) 今回の電子プレミアム商品券事業（以下「電子商品券事業」という。）では、スマホを持たない多くの高齢者に配慮すべきところ、反対に理解しにくい内容で周知しタイトな期間で案内をしている。スマホの貸し出し台数は、実績として100台中4台しか貸し出されていない。公共機関として、高齢者等に配慮していたか協議資料から確認したい。
- (4) 実施機関は、本件処分の却下理由として「請求のあった公文書は請求の日現在作成しておらず、今後も作成する見込みがない」としているが、この理由に納得ができない。公文書を作成していないことや今後も作成しないことについてその責任は極めて重い。市民を代表して各担当者の嚴重な処分を希望する。
- (5) 紙ベースかスマホにするかによって利用が大きく影響されるが、スマホにした場合は、紙ベースより利便性での理由から減少することが事前に見込まれていた。その結果、商品券8億円の販売額に対して実績30%未満である約5億6千万円の未消化が発生し、地域経済の活性化に大きく役立たない結果となった。事前協議がしっかりしていなかったことに大きな問題がある。素直に猛省して関係者は嚴重な処分を受けてほしい。
- (6) 実施機関は、弁明書において審査請求人を呼び捨てにした。大変遺憾であり、失礼であると強く感じている。犯罪者や滞納処分の減額等の不服をしているでもなく、呼び捨てにされる理由はなく、許すことができない。通常「氏」等を付けるべきだと考えるが、なぜ呼び捨てにしたのか説明を求める。
- (7) 協議資料を作成していない場合でも、事後で残すことが重要だと考える。今回の事業が大成功だと考え、反省する項目が全くないと考え検証しないとなればそれはおごりである。今回は素直に反省して検証してほしい。検証しているのであればどのように行ったのか、反省点は何なのか、検証していないのであれば今後どのようにする予定なのか、説明を求める。
- (8) 「磐田市電子プレミアム商品券事業業務委託契約の随意契約（特命随意契約）の執行について」の伺い及び「磐田市電子プレミアム商品券事業業務委託契約に係る契約締結について」の伺いについて、起案日、決裁日、施行日が同一日（随意契約の執行の文書は令和5年3月29日、業務委託契約の締結の文書は令和5年3月31日）となっており現実的に伺い協議が十分にされていないことが理解できる。このような大きな事業を年度末の多忙の同一日に決裁ができたことが信じられない。また、そもそも押印している市長以下職員が当日全員出勤し、確認しているか疑問であり、説明を求める。
- (9) 「広報いわた市からのお知らせ校了について」及び「いわた応援！しっPayキャンペーンHPの完成について」において、回覧の内容のため伺い協議がどのように行われたのか説明がないため確認したい。伺いがなければ、担当者が単独で決定したと考えられ、問題である。

#### 第4 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は、「事前協議に係る公文書は存在するはずである。」と主張するが、今回実施した電子商品券事業において、スマートフォンを活用することを決定するまでの協議は口頭で行っており、その過程を書面で記録していない。
- 2 事前協議等の打合せについては、事務処理上必ずしも議事録を作成する必要はない。
- 3 よって、事前協議についての公文書は存在しないことから、本件処分は妥当である。
- 4 また、審査請求人は、本件処分以外に係るさまざまな主張、疑問、行政への意見をしているが、これらは審査会において判断されるべき内容には該当しない。

## 第5 審査会の判断の理由

本件処分は、公文書が不存在であることを理由として行われた処分であるから、「スマホにした時の協議資料」である公文書が存在するか否かが争点となる。そのため、本件処分の発端となった電子商品券事業について、当該事業決定前の段階においてどのような事実経過があり、その際に実施機関がどのような文書を作成したのか調査を行うことで、本件処分の妥当性について検討する。

なお、上記の「スマホにした時の協議資料」とは、令和5年6月から同年8月まで磐田市において実施された「いわた応援！しゅP a yキャンペーン」との名称にかかる電子商品券事業について、スマートフォンを利用して商品券を発行するものと決定された際の事前協議に関する資料を意味するものと解するのが相当である。

### 1 電子商品券事業の実施決定に係る事実経過について

実施機関の提出資料及び当審査会における実施機関の説明を総合すれば、次の表のとおり、電子商品券事業に係る事実の経過が認められる。なお、表中実施機関である経済観光課とそれ以外の課を区別するため、「実施機関（経済観光課）」と表記する。

#### 電子商品券事業の事実経緯

日付	項目
令和5年1月4日	政策推進課から実施機関（経済観光課）に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実績報告の依頼があった。
令和5年1月12日	実施機関（経済観光課）から政策推進課へ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実績を報告した。
令和5年1月下旬①	政策推進課から実施機関（経済観光課）に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の残額が2億4千万円あるため、その活用方法につ

	いて相談を行った。実施機関（経済観光課）は、経済対策を行うには財源が少ないため、事務費を抑えて事業を行う方法として、P a y P a y ポイント還元キャンペーンを提案したが、政策推進課は、ポイントが市外に流出するため P a y P a y ポイント還元キャンペーンは不可であるとの回答をし、別の事業を検討するよう指示をした。
令和5年1月下旬②	経済産業部長、経済観光課長及び経済観光課長補佐が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について相談を行った。前年に静岡県が、飲食店に対する経済対策として、スマートフォンのLINEを活用した食ベトククーポンの事業を行っていたため、これを参考とし、飲食店に限らない幅広い業種に対する電子商品券事業を検討し、政策推進課に提案する方針とした。
令和5年1月下旬③	実施機関（経済観光課）が、食ベトククーポン事業を実施した事業者から、磐田市で事業実施する場合の概算見積額の報告を受けた。この結果、予算内で実施できる見込みであったため、財政課及び政策推進課に事業提案を行った。
令和5年2月上旬	財政課長、政策推進課グループ長、経済観光課長及び経済観光課課長補佐が、市長に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の残額活用方法として、電子商品券事業の提案及び説明を行った。
令和5年2月2日	実施機関（経済観光課）が、磐田市電子商品券事業の説明資料及び予算の概要を、2月補正予算の資料として議会へ提出した。
令和5年2月8日	実施機関（経済観光課）が、正副議長に対し、電子商品券事業の説明を行った。
令和5年2月10日	実施機関（経済観光課）が、議員勉強会で、電子商品券事業の説明を行った。
令和5年3月2日	2月議会 予算決算委員会

## 2 実施機関が作成した文書について

当審査会が、1の事実経過において実施機関が作成した文書を調査したところ、次に掲げる文書を作成したことが認められた。

- (1) 令和5年1月下旬③において、財政課及び政策推進課に提案した際に提出した書類

- (2) 令和5年2月上旬において、市長説明した際に使用した書類
- (3) 令和5年2月2日に2月補正予算資料として議会に提出した書類
- (4) 令和5年2月議会における「いわた応援！しゅP a yキャンペーン」に係る議会資料として作成した書類（議員勉強会Q & A）

なお、条例第2条第2号では「公文書」の定義付けがされており、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されている。実施機関が作成した(1)から(4)までの文書はこれらの要件を満たすことから、公文書と認められる。

### 3 協議資料について

前項(1)から(4)までの公文書について、次のとおり、事前協議に当たる部分の有無を調査したところ、次のことが認められた。

前項(1)から(3)までの公文書 電子商品券事業の目的、実施方法(対象者、日時、内容等)、予算が記載された文書であって、事前協議に係る内容を示したものではない。

前項(4)の公文書 議会において議員からの質問及びそれに対する回答を想定し作成された文書であって、議事録のように事前協議に係る内容を直接的に示すものではない。ただし、「高齢者の参加をどのように促すのか？」や「なぜ電子で実施するのか？」といった想定質問及び回答が記載されていることから、スマートフォンを利用することに関して実施機関内で事前協議が行われ、意見調整がなされており、その過程を反映させて作成された文書であることを読み取ることができる。

本件処分では、事前協議に関する公文書が存在するか否かが争点となっているが、「第4 実施機関の説明の要旨」にもあるとおり、実施機関は事前協議を口頭で行っていてその過程を書面で記録していないと説明している。そこで、当審査会において、1の電子商品券事業の事実経過及び2の実施機関が作成した文書を調査したが、事前協議に係る議事録や審査請求人が「第3 審査請求人の主張の要旨」の2の審査請求の理由(2)で求めるメモ等の存在は確認できなかった。

しかし、事前協議に関する議事録そのものは存在していないものの、前項(4)の公文書の存在から事前協議が行われたことが確認されたこと及び条例の目的条文において「市の保有する情報の一層の公開を行うこと」が求められていることを踏まえ、当審査会では、前項(4)の公文書は事前協議に関する資料に当たり、開示すべき公文書と認めるのが相当であると判断した。

### 4 本件処分の妥当性についての検討

以上のことから、事前協議に係る公文書が存在することとなるから、本件処分

に妥当性はないと判断した。

## 5 その他の検討

### (1) 審査請求人の主張について

「第3 審査請求人の主張の要旨」の2の審査請求の理由(4)から(9)までについて、これらはいずれも本件処分の妥当性の判断に当たって検討する事項ではないため、本審査会での審議は行わない。

### (2) 審査請求人からの口頭意見陳述申立てについて

審査請求人から口頭意見陳述申立書が提出されたが、今回の審査はあくまで公文書が存在するかどうかという点に限られ、これについては審査請求人が提出した審査請求書、補正書及び反論書において意見が述べられていることから、磐田市情報公開・個人情報保護審査会条例第8条第1項のただし書の規定により、本審査会において口頭意見陳述の必要はないと決定した。

## 第6 審査会の判断

以上のとおり、本件審査請求について、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

## 第7 付言

本件において、実施機関は、事前協議等の打合せについては事務処理上必ずしも議事録を作成する必要はないとしている。

今回は、事業内容の検討から決定までの期間が10日間程度しかなく、一般的な市の事業の検討から決定までの期間に比べ著しく短かったことから、議事録を作成する時間がなかった可能性も考えられる。しかし、たとえそうであったとしても、条例が目指す「市政の公正な執行と市民の信頼の確保を図り、もって市民参加による開かれた市政を推進する」ため、どのように政策決定されたのか意思決定に係る重要な協議内容等がある場合については、公文書として適切に管理すべきものと思料される。

## 第8 答申に関与した委員

磐田市情報公開・個人情報保護審査会

職名	氏名
会長	山田 一之
委員	大橋 弘明
委員	菊池 啓子
委員	倉島 幹治
委員	安間 龍彦

<参考>

調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

	日付	内容
①	令和6年3月13日	諮問の受理
②	令和6年3月14日	実施機関に対して弁明書の提出要求
③	令和6年3月29日	実施機関から弁明書を受理
④	令和6年4月2日	審査請求人に対して弁明書（副）の送付、反論書の提出請求及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
⑤	令和6年4月24日	審査請求人から反論書及び口頭意見陳述申立書を受理
⑥	令和6年4月26日	実施機関に対して反論書（副）を送付
⑦	令和6年5月15日	書面審理及び審議（第1回審査会）
⑧	令和6年6月19日	審議（第2回審査会）
⑨	令和6年7月17日	審議（第3回審査会）
⑩	令和6年8月28日	審議（第4回審査会）
⑪	令和6年9月11日	答申の作成